

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 平成29年2月16日(木)10時から11時

2.開催場所 瀬戸内町役場 3階 会議室

3.出席委員 (10人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	川島	博
	2番	豊田	孝一郎
	3番	森山	和雄
	5番	沖	修造
	6番	蔵	良一
	7番	永井	利一
	9番	盛	剛
	10番	数原	菊美
	12番	積	祐三郎

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定について

第3 議案第4号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第5号 農地法第4条の規定による意見決定について

第5 議案第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第6 報告第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用権の合意委解約について

第7 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

事務局	長	瀬川	卓三
農地農政係	長	徳田	和正
主査		西田	大五郎

7.会議の概要

事務局長	<p>みなさん、おはようございます。それでは、定刻となりました。ただいまから、平成29年第2回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。皆様、ご起立をお願いします。一同礼 ご着席ください。</p> <p>それでは、はじめに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	挨拶
事務局長	<p>会長、ありがとうございます、それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。本日は、1番の元 克美委員より欠席の連絡がありました。定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により本会の議長は、会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、堯会長にお願いしたいと思っております。会長、宜しくお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を始めたいと思っております。日程第1 議事録署名委員の指名を致します。8番川島委員、9番盛委員を指名致したいと思っております。ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】の声が聞こえる。</p> <p>異議なしと認めます。</p>
	<p>日程2 会期は、本日一日限りと致します。ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>【異議なし】の声が聞こえる。</p> <p>異議なしと認めます。</p>
	<p>日程3の議案第4号1「農地法第3条の規定による許可について」を議題と致します。調査員は、沖委員と蔵委員となっておりますが、沖委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>議案第4号1「農地法第3条の規定による許可について」説明致します。調査員は、私と蔵委員、事務局から局長、徳田さん、西田さん農林課から川畑さんが同行致しました。</p> <p>(土地の表示) 瀬戸内町大字嘉鉄字松津久原681番9、畑1,209㎡、嘉鉄字下山田原816番1、畑991㎡、嘉鉄字下山田原819番1、畑363㎡、嘉鉄字平田原843番、畑667㎡、嘉鉄字豊作原1401番1、畑1,053㎡、合計5筆4,283㎡、対価なし。(譲渡人) 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」、理由は、贈与です。(譲受人) 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」、理由は、受贈です。市町村が耕作目的で農地を取得することができる場合の内容については、下記に示したとおりです。調査内容は別紙のとおりです。ご審議方をお願いします、</p>
議長	<p>調査員の説明が終わりました。皆様から、質疑ございませんでしょうか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる。</p> <p>議案第4号1は、原案どおり、賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。議案第4号1は、原案どおり決定されました。</p> <p>次に、議案第4号2、調査員は、数原委員、森山委員となっておりますけれども、森山委員から説明をお願いします。</p>

<p>3 番委員</p>	<p>3 番森山です。議案第 4 号 2「農地法第 3 条の規定による許可について」調査員は、数原、森山委員です。</p> <p>(土地の表示) 瀬戸内町大字諸鈍字里原 984 番、畑 555 m²、瀬戸内町大字諸鈍字里原 985 番、畑 350 m²、2 筆 905 m²、対価〇〇〇〇円/2 筆。(譲渡人) 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」、(理由) 売買 (譲受人) 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」、(理由) 売買です。譲渡人：(農地所有経営面積) 自作地、畑 2,997 m²、(農地以外の所有地) 山林 19,766 m²、宅地 284.29 m²、(世帯員数) 2 名、農業は従事していない。譲受人：(農地所有経営面積) 借入地、畑 2,057 m²、(農地以外の所有地) 山林 0 m²、(世帯員数) 2 名、(農業従事者) 1 名、(家畜・農具) トラクター (リース)、耕うん機 (リース)、(従来経営状況) 果樹、野菜類、(譲渡人との関係) 他人です。</p> <p>(第 2 項第 1 号) 徐壽人の経営農地は耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。(第 2 項第 2 号) 譲受人は個人であり、適用しない。(第 2 項第 3 号) 信託ではないので、適用しない。(第 2 項第 4 号) 譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業すると見込まれる。(第 2 項第 5 号) 譲受人が、耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超える。(第 2 項第 6 号) 許可申請に係る農地は、譲渡人の所有地であり転貸には当たらない。(第 2 項第 7 号) 当該申請は、本件の権利取得により、周囲の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。2 月 6 日、農業委員 (数原、森山) 事務局 (徳田、西田) が現地調査を行いました。皆様のご審議を宜しくお願い致します。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、調査員の説明が、終わりました。皆さんから、質疑ありませんか。</p> <p>【質疑無し】の声が聞こえる。</p> <p>質疑無いと認めます。議案第 4 号 2 は、原案どおり賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。議案第 4 号 2 は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 4 議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による意見決定について」を議題と致します。調査員は、豊田委員と積委員となっておりますが、豊田委員から説明をお願い致します。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による意見決定について」説明致します。調査員は、私 (豊田) と積委員です。会長、事務局から局長、徳田さん、西田さんが同行しております。(土地の表示) 瀬戸内町大字手安字仲里原 165 番、畑 633 m²、(登記名義人)「〇〇〇〇〇〇」、(申請人) 同じく「〇〇〇〇〇〇」、(転用の目的) 太陽光発電施設、(転用事由の詳細) 遊休農地を太陽光発電施設として有効利用したい。(転用の時期及び利用期間) 許可年月から永久、(資金調達計画) 事業費 443 万円、全額融資、(付近の土地の作物、家畜等の被害の防除施設の概要) 特に防除施設は設けない。申請地を転用することにより、付近の農作物、家畜等の被害が生じないように十分注意するという事です。現況と致しまして、調査の時には太陽光施設が建っておりましたので、今後の対応として、どうしたものか</p>

2 番委員	というところです。以上です。
議長	調査員からの説明は終わりました。質疑ありませんか。
6 番委員	調査員の方にお尋ね致します。この件は、作ってから申請が上がってきている訳ですよ。それと、地元の住民から、ちょっと意見が出ておりますが、聞いていらっしゃいますか。
2 番委員	聞いていないです。
6 番委員	「許可しないようにして下さい。」ということ聞いております。というのは、もう一つ、法的に許可を受けずに既存施設を設置を先にして、後から申請をしているということが、大きな問題になっているかと思いますが、さらに私は、現場に行ってみてきました。ここで永久とあるんですけど、設備が、永久なら、もっとコンクリートをうったり、頑丈な施設であって欲しいんですけど、仮設用のパイプでダックで台を作って、その上に載せてある。本当に永久なれるかどうか問題もある。さらに、手安地区では、その施設の上の方に砂防ダムを建設するための作業道路を設置したいとの計画もある。このことから、農業委員会としては、どういう風に対処したら良いか委員の皆さんにお聞きしたい。
3 番委員	はい、3 番森山です。この発電の使用目的をお聞きしたいのですが。たとえば、何に使うのか。
2 番委員	売電です。
3 番委員	そうすると、売電が主ということは、電柱とか、いろいろ引込み線とか、そういったやつが入ってきますよね、そうすると、今さきの「〇〇」さんの話にも、ぶつかってくると思いますが、そのへんの話で、理由、目的を聞いたかったですけれども。
議長	<p>議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による意見決定について」を決を取りたいと思います。議案に賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【1 人挙手】</p> <p>挙手少数であります。したがって、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による意見決定について」は、否決されました。</p> <p>次に進みます。日程 5 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題と致します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」、資料の 9 ページから 12 ページで説明いたします。この利用権設定の公告日は、平成 29 年 3 月 1 日を予定しております。内容につきましては、畑の 2 件の 2 筆で、貸し手が 2 人、借り手が 2 人で、面積が 1,472 m²でございます。それでは、その内容をご説明致します。12 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 3 番、所在地、勝能字田尻原 1004-1 番地、現況地目は、畑、面積が 705 m²であります。貸し手が「〇〇〇〇〇〇〇〇」、借り手が「〇〇〇〇」氏で、使用貸借によるものであります。対象作物は、果樹で、生産の拡大を目指す。存続期間は 20 年間となっております。</p> <p>次に、整理番号機構 5、所在地、嘉鉄字松津久原 681-4 番地、現況地目は、</p>

事務局	<p>畑、面積が 767 m²であります。貸し手が「〇〇〇〇」氏、借り手が「農地中間管理機構」で、使用貸借によるものであります。対象作物は、果樹で新規借用するもので、存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願致します。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑ございませんか。</p> <p>【質疑無し】の声が聞こえる。</p> <p>質疑がないようですので、質疑を切りたいと思います。議案第 6 号は、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【船員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第 6 号は、原案どおり決定致しました。</p> <p>日程 6 報告第 2 号、事務局の方から願います。</p>
事務局	<p>13 ページをお願いします。報告第 2 号「農地中間管理事業に係る農用地等利用権の合意解約について」先程の 12 ページの機構 5 の方とちよと関連があります。(土地の表示) 嘉鉄字松津久原 681 番 4、畑 767 m²、合計 1 筆 767 m²、(合意解約の申出者) 〇〇〇〇の有限会社〇〇〇〇、(貸借契約の内容) 農地中間管理事業に係る農用地等利用権 (使用貸借)、貸借期間：平成 28 年 12 月 1 日～平成 38 年 11 月 30 日までの 10 年間、(合意解約したい理由) 隣接地へ新規就農者によるハウス施設の設置計画があり、隣接地だけでは面積不足のため当該農地も含めて利用したい旨、申出があったということで耕作者である古仁屋農産が解約に応じたようであります。その他 (農地中間管理機構) の意見として、今回の同意は留保し、新たな耕作者への配分時に同意する予定となっておりますが、12 ページに戻って頂いて、元々、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」がこの農地を貸借していたんですが、今回、新たに転貸予定の「永村」さんに譲るという形で農地中間管理機構に申し出たということです。また、農地中間管理機構も新たに申出を受けて「永村」さんに転貸を予定しているということでございます。以上で報告第 2 号 1 は終わりました、続きまして、報告第 2 号 2、14 ページをお願いします。(土地の表示) 瀬戸内町嘉鉄字松津久原 681 番 13、畑 225 m²、1 筆です。(合意解約の申出者) 所有者：嘉鉄 349 番地「〇〇〇〇」、耕作者：〇〇〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」、(貸借契約の内容) 農地中間管理事業に係る農用地等利用権 (使用貸借) 貸借期間：平成 28 年 12 月 1 日～平成 38 年 11 月 30 日までの 10 年間です。(合意解約した理由) 当初、当該農地を貸す予定をしていたが、親族が耕作するため解約したい申出があり、「古仁屋農産」が応じたということです。(合意解約した日) 平成 28 年 12 月 31 日、(農用地等の引渡日) 平成 28 年 12 月 31 日、この解約によって、所有者は「〇〇〇〇」さん、農地中間管理機構に貸しているのも解約されていますので、今現在は、「〇〇〇〇」さんが持っているということになります。報告事項は、以上で終わります。</p>
議長	<p>報告 2 号 1・2 は、只今報告のとおりであります。これで議案の審議を終了致します。引き続き評議会に移りたいと思います。事務局から行事予定の報告をお願いします</p>

事務局	協議会 (1) 行事予定について (2) その他
議長	これで、第2回農業委員会総会を終了致します。
事務局長	ご起立ください。一同 礼。 お疲れ様でした。

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成29年2月16日

署名委員

署名委員